

最終更新日：2007年7月26日

日本紙パルプ商事株式会社

代表取締役社長 松谷 克

問合せ先：総務部総務課 電話：03-5201-6205

証券コード：8032

<http://www.kamipa.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーから存在価値が認められる「魅力・信頼ある企業」をめざして、経営活動に取り組んでいます。「魅力・信頼ある企業」であるためには、公正かつ透明性のある経営体制を確立し、徹底することが経営の基本であると考え、経営に対する監視・監督機能の強化と情報開示・説明責任の明確化の観点から最適なコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指すとともに、社会環境・法制度等の変化に応じて、必要な見直しを行っていく方針です。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

| 氏名または名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------------------------|------------|-------|
| 王子製紙株式会社 | 16,389,722 | 10.9 |
| みずほ信託退職給付信託日本製紙口再信託受託者資産管理サービス信託 | 14,020,000 | 9.3 |
| 株式会社みずほ銀行 | 6,986,928 | 4.6 |
| 野村信託銀行株式会社(信託口) | 6,199,000 | 4.1 |
| 株式会社三井住友銀行 | 5,036,483 | 3.3 |
| 日本紙パルプ商事持株会 | 4,621,111 | 3.0 |
| 中央三井信託銀行株式会社 | 3,270,000 | 2.1 |
| 株式会社十六銀行 | 3,215,000 | 2.1 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,808,000 | 1.8 |
| 紀州製紙株式会社 | 2,614,000 | 1.7 |

3. 企業属性

| | |
|-------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 卸売業 |
| (連結) 従業員数 | 1000人以上 |
| (連結) 売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 親会社 | なし |
| 連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(該当無し)

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------|--------------------|
| 取締役会の議長 | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数 | 22名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | |
|------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 篠田和久 | 他の会社の出身者 | | | | | ○ | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外取締役を選任している理由 |
|------|----------------|---|
| 篠田和久 | 王子製紙(株)代表取締役社長 | 当社の主要株主、主要仕入先である王子製紙(株)の社長であり、製紙会社の経営者の立場から経営諸施策全般についての助言と業務執行の監視・監督機能の強化を期待して選任しております。 |

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

篠田和久は、平成19年6月開催の定時株主総会で選任されましたので、直前事業年度における取締役会への出席はありません。

ん。

【 監査役関係 】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人の監査開始時に監査方針について協議し、監査報告書提出時に監査の結果について報告を受けております。
また、会計監査人は、監査において重要な事項が明らかになった際は、監査役会に適宜報告しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は、日常的に双方向の情報交換を行うとともに、監査役の監査計画と内部監査計画とのすり合わせを行うなど、監査の相互補完・効率性の観点から、連携し、監査の実効性を高めています。

| | |
|------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | |
|------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 森本勝 | 他の会社の出身者 | | | | | ○ | | | | |
| 吉村正貴 | 弁護士 | | | | | | | | | ○ |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|-----|--------------------------------|---------------------------------|
| 森本勝 | 関連会社の東京産業洋紙株式会社専務取締役に就任しております。 | 客観的な立場から適切な監査を実施できると考え選任しております。 |

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|------|------------------|--|
| 吉村正貴 | 東京弁護士会に所属しております。 | 法律知識に基づいて当社業務執行の適法性確保のため、有益であると考え選任しております。 |

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

直前事業年度の取締役会及び監査役会出席状況は次のとおりであります。

森本勝 取締役会 10回開催のうち9回出席 監査役会 10回開催のうち10回出席

吉村正貴は、平成19年6月開催の定時株主総会で選任されましたので、直前事業年度における取締役会及び監査役会への出席はありません。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

現在のところ当社では、取締役としての役割を十分果たしていると考え、採用しておりません。

【取締役報酬関係】

| | |
|------|-------------------------|
| 開示手段 | 有価証券報告書、営業報告書（事業報告） |
| 開示状況 | 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示 |

該当項目に関する補足説明

法令に定める基準により開示しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや専任の担当者は、設置しておりません。

なお、スケジュール管理等を管理本部秘書室が担当するほか、必要に応じて業務執行部門が補佐を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社では、会社の業務執行について代表取締役及び担当取締役が社内規程に基づく事前審議を行っております。事前審議の内容につきましては、監査役会に報告し業務執行状況の監査を行っております。また、経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる重要事項について、経営会議において十分な討議を経て、取締役会で執行決定しております。業務執行については、組織管理規程において定められたそれぞれの責任者が、適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、半期予算を策定し、その達成に向け具体策を立案し、実行しております。

内部監査につきましては、社長直轄の独立組織として内部監査室を設置しており、平成19年3月期の人員は3名であります。内部監査室は、関連各部門と連携・分担しながら、内部統制全体の整備・運用状況を継続的監視し、重要な事項について社長へ報告する責務を担っております。

監査役は、取締役会のほか重要会議に出席し、取締役会の職務執行を監視する体制をとっております。また、関係会社の業務や財政状態の定期的な調査等、監査役会の機能の強化に取り組んでおります。

会計監査人は、八重洲監査法人と監査契約を結び、法令に基づく会計監査を受けております。平成19年3月期において業務を執行した公認会計士は、久具壽男氏(代表社員、業務執行社員)、齋藤勉氏(代表社員、業務執行社員、継続監査年数9年)、三井智宇氏(業務執行社員)の3名であります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|----------------|-------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 早期発送に向けて検討中であります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 検討中であります。 |

2. IR に関する活動状況

| | 代表者自身による説明の有無 | 補足説明 |
|-------------------------|---------------|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | あり | 決算短信及び中間決算短信公表後に実施しております。 |
| IR資料のホームページ掲載 | なし | 東京証券取引所で開示した資料を、速やかに当社ホームページにて閲覧可能な状態にしております。 |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | — | 特定の部署は設置しておりませんが、管理本部で担当しております。 |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|--------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重につ | ステークホルダーとのよりよい信頼関係を構築し、社会および企業の持続可能な発展を追求するため、当社では、CSR 活動の規範として「企業行動憲章」、「役職員行動基準」及び関連社内規程を定め、社内に周知徹底する体制を構築しております。 |

| | |
|---------------------------------------|--|
| いて規定 | |
| 環境保全活動、 C S R 活動等の実 施 | 環境保全活動につきましては、I S O 1 4 0 0 1 を取得しており、環境マネジメントシステムに基づき活動しております。また、年1回環境報告書を作成し、当社ホームページに掲載を行うとともに、閲覧可能な状態を維持しております。コンプライアンスを含むC S R 活動につきましては、全社C S R 委員会において具体的な計画を策定し、全社において周知徹底するように取り組んでおります。また、各部門毎にC S R 委員会を設置し、全員参加の活動をしております。 |
| ステークホルダー に対する情報提供 に 係る方針等の策定 | 当社では、C S R 活動の一つとして、株主を含めた全てのステークホルダーに対し、企業情報を積極的かつ公平に開示し、社会とのコミュニケーションに努めております。 |

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、以下の「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議いたしました。

当社では、「実効性のある内部統制システムの整備」を重要な経営課題のひとつとしてとらえ、取締役会において、内部統制システムを整備するための基本方針を下記のとおり決定し、適正な牽制機能を備えた健全で透明性の高い企業運営をめざします。

また、日本紙パルプ商事グループを構成するすべての者が、内部統制システムの整備と適切な運営並びに進捗状況のモニタリングに関する改善に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制の基礎として、取締役、従業員を含めた行動規範として「企業行動憲章」及び「役職員行動基準」を定め、取締役自らが率先垂範するとともに従業員への周知徹底を図り、当社のCSR活動に則った事業活動を推進する。

(2)コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を最高責任者とする「全社CSR委員会」(取締役で構成)及びその下部組織として「部門別CSR委員会」(各本部、支社の役員・従業員で構成)を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

全社CSR委員会において設定した以下の4つの重点課題及びその具体化計画に対し、取締役及び従業員全員で取り組む。

- 1) コンプライアンスの徹底
- 2) 自由で公正な取引の徹底
- 3) 環境保全活動の徹底
- 4) リスク管理の徹底

- (3) 取締役会については、「取締役会規程」に則り、引き続きその適切な運営を確保し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (4) 監査役は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行に対する監督強化を図る。
- (5) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- (6) 法令違反等コンプライアンスに関する事項についての社内通報及び相談の体制として、企業倫理ヘルプライン制度を整備し、当社グループ会社を含む全社に周知徹底させ、不正の未然防止並びに早期発見と是正の実効性を確保する。
- (7) 内部監査部門として、通常の業務執行部門から独立して設置した内部監査室は、「内部監査規程」に則り、関連各部門と連携・分担しながら、当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況を継続的に監視し、社長へ報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び社内規程に基づき、情報保存媒体に応じて適切に保存及び管理を行うとともに、必要に応じ閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 情報セキュリティの管理については、「機密情報管理規程」等に則り適切に対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制については「リスク管理基本規程」に則り、個々のリスクに対する管理責任者を決定し、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築・整備する。
リスク管理全体を統括する組織として、管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設け、リスクの洗い出しとそのリスクの低減に継続的に取り組む。
- (2) リスクが顕在化した際は「危機管理規程」に則り、社長を本部長とする対策本部を設置し、危機管理委員会及び顧問弁護士等で迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止及び最小化、危機の収束、再発防止を行う体制を構築・整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」の定めにより、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社の経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において十分な討議を経て、取締役会で執行決定を行う。
- (3) 業務執行については、「組織管理規程」において定められたそれぞれの責任者が、適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、半期予算を策定し、その達成に向け具体策を立案し、実行する。

5. 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ会社各社にコンプライアンス推進担当者を置き、全社 CSR 委員会がグループ会社全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
また、グループ会社全てに適用する行動指針として、「日本紙パルプ商事グループ役員行動基準」を定め、これを上位規範としてグループ各社で諸規程を定める。
- (2) 当社グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、その自主性を尊重しつつ、重要事案については、当社への事前承認制度による子会社経営管理を行うものとし、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うなど、グループ会社の管理を徹底する。
- (3) 当社グループ会社において、当社からの不当な指示等、コンプライアンス上問題がある場合には、当該グループ会社のコ

コンプライアンス推進担当が当社監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が監査役の業務補助のための使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を置くこととする。監査役補助者の報酬・処遇その他人事のほか独立性を確保するための事項については、監査役と協議のうえ決定するものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、当社並びに当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況について把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じていつでも、取締役または使用人に説明を求めることができることとする。
 - (3) 取締役及び使用人は、企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用を維持することにより、内部通報内容等法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 - (4) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。
また、必要に応じ監査役・会計監査人・内部監査室との意見交換会を開催する。

以上

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

現在のところ、事前の防衛対策は実施しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

平成20年4月から適用される金融商品取引法の内部統制報告制度への対応として、内部統制推進プロジェクト体制を構築し、財務報告の適正性確保のための内部統制の整備と、運用に向けた準備作業を行っております。

【 参考資料：模式図 】

経営管理組織図

